

令和 8 年 3 月 13 日

第93回世田谷区地域保健福祉審議会

午後 6 時30分開会

○会長 第93回世田谷区地域保健福祉審議会を開会する。

本日の審議会は、オンラインでの会議と対面式を併用して開催する。

委員の出欠であるが、委員、委員、委員から欠席の連絡がある。

委員の変更があるので、紹介していただき、資料の確認についても事務局から説明願う。

○保健福祉政策課長 忙しいところ世田谷区地域保健福祉審議会の出席に感謝する。

本日の審議会もチームズ使用のオンラインと対面式の併用開催である。ウェブにて出席の委員の皆様へ発言方法について案内する。マイクはミュートに設定し、発言の際には画面上の挙手ボタンを押し、会長の指名を受けたらミュートを解除し、名前を言った後、発言願う。発言が終わったら再度ミュートに設定願う。また、各自での会議の録音、録画は遠慮願いたい。なお、区民傍聴、区側出席者も一部オンライン参加である。区民傍聴及び区側出席者はマイクをミュートにし、カメラもオフにしていきたい。

委員の交代について説明する。

(委員の紹介、挨拶)

○保健福祉政策課長 本日使用する資料を確認する。

(資料確認、省略)

○会長 議事に入る。本日は報告案件 6 件である。

報告(1)第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の進捗報告について、事務局から説明願う。

(高齢福祉課長 資料 1 第10期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けた検討状況について、資料 2 世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の位置付け及び第 9 期計画について、資料 4 区を取り巻く状況と今後の方向性について、資料 6 第10期高齢・介護計画の策定及び進め方について、別紙 3 第 1 回高齢・介護部会における主な意見要旨について説明、省略)

○会長 本件について質問等はあるか。

○委員 健康寿命が少し下がっている理由を考察されている範囲で教えていただきたい。

○高齢福祉課長 健康寿命に関しては、横ばい、またはある程度伸びているところがあり、その伸びと、平均寿命がさらに伸びているという点で分析中である。

○会長 9 期計画を策定した立場から申し上げますと、9 期計画のときもその点を大変問題

視して、初めて計画目標を立てた。元来、世田谷区民は男女ともに全国の自治体の中で最も長い平均寿命を誇っているが、それに比べると健康寿命はあまり高くない。平均寿命と健康寿命の差を何とか詰めていきたいという思いであったが、今のところ、結果はそう改善していないと感じている。また医療界の先生方の意見も頂戴しながら、高齢部会でも検討してまいりたい。

次回の高齢部会では、区内で活動している事業者団体、医療界の方から、実践を踏まえた提案をいただくことにしているので、よろしくお願ひしたい。

○委員 私どもの周りには、ひとり暮らし、夫婦で助け合っているお年寄りの方が多いが、見ていると食事の問題が大変だと聞いている。元気なお年寄りになってほしいという文言があるが、そのモデルとなるような、お年寄りでも簡単に作れる栄養バランスの取れた献立、また、多くの方がかかっている病気に対応した献立を提供してほしい。献立を考えることが大変なので、どこかに付録みたいな形で入れられたらいい。

○高齢福祉課長 私が保健所の健康推進課にいたときに、栄養士が高齢者の栄養バランスのことを考えて様々活動していた。保健所からもこの部会の委員に入っており、食事の提供の場を設けるところで、五、六年前から動いている。今後もどのように進めていくか、区の事前の段階の場で協議した上で部会などにお話しして、議論いただく形を考えている。

○委員 あんしんすこやかセンターでも食に関する取組で普及啓発をしている。高齢者の方はいわゆる低栄養が問題になるが、低栄養で栄養を取りなさいというよりはバランスが大事であり、コンビニで買える組み合わせを工夫するとバランスがよくなりますよというような、今日からできる簡単な内容の講座などを開催すると、とても人気がある。

介護予防事業で、区の介護予防課の管理栄養士に来ていただき、ふだん食べているものを書き出して、簡単なアドバイスをもらう事業も行っている。該当する高齢者の方を発掘していくのも私たちの仕事であり、総合相談の中で少し体重が減ってきたという話を伺った際には個別の相談につなげたり、広く普及啓発することを試みている。

○会長 ほかにいかがか。

(なし)

○会長 報告(2)せたがやインクルージョンプラン―世田谷区障害施策推進計画―進捗報告について、事務局から説明願う。

(障害施策推進課長 資料2 セタがやインクルージョンプラン―世田谷区
障害施策推進計画の策定に向けた検討について説明、省略)

○会長 本件について質問等はあるか。

○委員 世田谷区は障害当事者の方の声を受け止めることをとても大事にしてきた地域である。12年前に日本が障害者権利条約を批准し、どんなに重い障害があっても、その方の思いを受け止めるという意思決定支援の流れが広がり、支援が大きく変わってきた。特に世田谷区は成育医療などもあるので医療的ケアの方が多いが、なかなか声を上げられなかった。意思等が明確ではないのではないかと思われていた方たちも、関わり方次第でその方の思いが伝わり、暮らしぶりが変わってくる。医療的ケアも、医療の進歩もあって状況はだんだん変わってきている。医療、保健と連携して、新しい流れが確実にできてきていると感じている。

強度行動障害に関しても、調査項目でかなり突っ込んだ調査をしている。支援が難しいと言われてきた方たちのまた新しい地域での暮らしをというところが検討されていると思う。

○委員 医療的ケア児の保護者の支援も必要である。特に保育園だと送り迎えになってしまっているので、保護者と会う機会が少ない。子育てをしている方として受けられるサービスが受けにくく、つながりが難しくなっている。

当然の権利として持っているのだよと後押しをしたいが、どうしても分野、部署の縦割りになりがちなので、今お伝えしたつながりを世田谷区でもぜひしていただきたい。

○委員 障害者の高齢化が進んできており、この高齢者を見ているのが高齢の保護者である。私たち障害児者を持つ親は、子どもの将来を大変気にしている。親も高齢になると、一番大切な問題になってくる。

報告(1)の計画には、高齢の障害者について取り上げられている文面がなく、障害の分野で補っていかなければいけない計画になると感じてしまったので、高齢の障害者に対する支援のところをもう少し取り上げていただきたい。

○会長 指摘をいただいたので、よく検討する。それこそ審議会でも部会が分かれているので、その間に落ちないようにしたい。

事業者も、介護保険のサービスも、障害のサービスも継続できる共生型サービスをつくっている。高齢計画の担当、インクルージョンプランの担当とも相談して抜けがないようにしたい。よい意味では重複があっても構わないので、高齢障害者の問題は双方で論じる形で、うまく調整していただきたい。

○委員 高齢の分野でも、高齢の障害者の方は支援の対象になっている。支援がうまくい

かないと思ったら、知的障害だった。最近も76歳で初めて愛の手帳を取得した方がいたが、介護保険にはなじまないし、高齢者のデイサービス等にもなじまない。では、障害のサービスが使えるかということ、76歳で愛の手帳を取っても実際に作業所などに行けるかということ、なかなか受け入れてもらえない。

委員のお話しされたとおり、障害の方も高齢になるし、高齢になってから障害が分かってくる。自分でも気づいていなかったが、生きづらさがあって調べてみたら実は障害があり、子どもの頃に支援を受けずに、大人になって生きづらさを感じている方が増えている。そういう方は制度のはざまに陥ってしまうので、それぞれの分野で考えつつ、一緒に話していただきたい。

○委員 JD、日本障害者協議会、ないし日本障害者センターの調査によれば、東日本大震災のときに、宮城県では障害者の方の死亡率が大変高かった。これは浅野知事の時代だったと思うが、障害者の地域移行を進めていたのが、大地震のときに裏目に出ってしまった。

障害のある方々の在宅への移行を進めるのは結構だが、災害時の命を守る仕組みも日常生活を支える部分と一緒に考えながら対策をつくっていただきたい。

○会長 ほかにいかがか。

(なし)

○会長 報告(3)世田谷版地域包括ケアシステムの振り返りについて(進捗報告)について、事務局から説明願う。

(保健福祉政策課長 資料3-2 シンポジウム「世田谷版地域包括ケア10年」について説明、省略)

○会長 本件について質問等はあるか。

○委員 世田谷区歯科医師会でも、毎年、多職種連携の会を行っている。先日、2回ほど続けてあったが、参加人数が少なくて残念である。

アンケートを取ると、歯科の分野の話を率直に聞いてよかったという話もいただいております。高評価だが、人数があまり集まらない。どうしても7時ぐらいから会が始まるので、昼間に開催してほしいという意見もあったが、もっと広報をしなければいけないと反省をしている。

○会長 もう既にされているかもしれないが、世田谷区はせっかく三者連携、四者連携、また三層構造となっているので、それこそ、歯科医師会の皆さんの活動のお知らせが横展開で回るような工夫も必要だと思う。要望として受け止めさせていただく。

○委員 世田谷区は若者支援に力を入れているが、教育と福祉の間にまだ隙間がある。今、ヤングケアラーについて重層的支援体制整備事業を重点の一つでされているが、不登校の子ども居場所、不登校で高校に進学をしたけれども中退をした若者の問題等がある。世田谷区は児童相談所も持っており、いろいろな面で連携がしやすいと思うので、力を入れていただきたい。

団塊ジュニアの世代が2035年過ぎあたりから高齢者になっていくが、就職氷河期に当たるので、生活の苦しい方が一定数いると考えられており、中高年のひきこもりの方の問題がこのあたりで大きくなってくると思う。恐らく賃貸住宅に住んでいる方が多いので、その方々を支援するような居住支援の取組を進めてほしい。

○委員 昨年と今年、事業団でこのテーマで研修をし、先日、視聴者の方からアンケートを頂いた。受講者は区内の専門職の方だと思うが、様々な事例についても理解を深めたい、また、国が進めている身元保証、権利擁護等の新たな取組も包括ケアの中でどのように築いていくのか学びたいという希望もあった。専門職の方々が事例をどんどん蓄積して、共有する仕組みみたいなものを拡大していただくと理解が深まり、周知も進むと思う。

他主体の巻き込みというところでは、若者や事業者、今意見のあった教育との連携ももちろん大事である。そして、次の10年は、一般区民、プラス企業など、これまで必ずしも十分に連携してこなかった方々とより一層連携を深めていく工夫が必要である。関係者だけのシンポジウムだと、どうしても関係者が集まる形になってしまう。

別の区の話だが、企業やタレントさんなど、若い方が興味を持つコンテンツや方法で地域包括ケアに興味を持ってもらうように転換したところもある。次なる10年は、多様な方法、インフルエンサーの活用等、若い人が興味を持ってもらう方法で、より地域包括ケアを深化、拡大させる取組ができればいい。

○会長 ほかにいかがか。

(なし)

○会長 報告(4)(仮称)終活支援センターの開設について、事務局から説明願う。

(生活福祉課長 資料4 (仮称)終活支援センターの開設について説明、省略)

○会長 本件について質問等はあるか。

○委員 終活支援センターは、何人の職員が担当し、どんな資格をお持ちの方が担当するのか。

○生活福祉課長 今想定しているのが、常勤職員3名と非常勤職員3名である。

特に資格は設けていないが、福祉に関する職員で運営をしていきたいと考えている。

○社会福祉協議会事務局長 課長のお答えのとおり、常勤職員3人、非常勤職員3人だが、非常勤職員については後見専門員ということで募集する。既に成年後見センターで働いている職員も横転という形で来てもらうつもりだが、資格を持っている人を募集し、育成して、仕事をしてもらう。

家庭裁判所から成年後見人に選任されて1年以上の経験を有する者が一つの応募要件になっている。また、成年後見業務に関する国家資格である弁護士や司法書士の資格を持っている人、あるいは社会福祉士、または精神保健福祉士の資格を有して通算3年以上の実務経験を有する者という要件の中からどれかを持っている方を採用して、研修を受けてもらっている。要件を一つ満たしていればいいので、全部持っている必要はないが、幾つかある要件のうちの一つが今お話しした内容である。

○委員 他自治体は厚生労働省の法改正の様子を見ながらと言っているところが多いので、世田谷区は動きが早く、すばらしい。

支援の幅が広くて、居住支援までしていくことになる。先ほどの常勤3名、非常勤3名でも大分厚く置いているとは思いますが、利用者数見込みが約25件というのは多いのか、少ないのか。非課税世帯の高齢者で対象になり得る人がどれくらいいるのか分からないが、25件で済むのか、そのあたりの見込みをどうお考えになっているのか。

居住支援も含むとなると、住宅関係の専門知識も結構必要である。そのときに世田谷区社会福祉協議会だけで回せるのか。居住支援は居住支援法人と連携しながら、どちらかというところ、世田谷区は、入院や入所、終活の最後の部分の死後事務を中心にしていったほうがいいのではないかと感じているが、どうお考えか伺いたい。

○生活福祉課長 この25人という想定だが、世田谷区の65歳以上の高齢者人口は20万人弱である。シンクタンクの想定割合と、介護保険の非課税に当たる2段階、3段階から数を想定し、2480とした。ただ、この2480の方が全てこちらの支援を使われるかどうかは見えずらいところがある。

もう一つ、近隣の自治体で先行して行っているところを参考としている。人口規模的に足立区も人口が多い自治体であり、足立区の令和6年度の新規契約数、約15件に人口比を掛けて、利用者数を見込んでいる。

掛け合わせて大体25件と想定しているが、7月から開始をするので、どこまで利用して

いただけるか今のところは分からない。もしお待たせして迷惑をかけてしまうようなことになるのであれば、また来年度、体制についても厚くしていかなければいけないと思っている。

○社会福祉協議会事務局長 居住支援に関する先生からの質問については、おっしゃるとおりである。居住支援に関しては、私どもの職員が直接行うというよりも、住まいサポートセンターなどの専門に事業を行っているところにつないでいくことを考えている。

また、居住支援法人も参加している居住支援協議会を組む中で、連携している会議体もあるので、相談しながら、つないでいくような流れを考えている。私どもの職員では、主に入院、入所支援、死後事務のあたりを中心に行っていく。

○委員 終活情報登録事業等もすごく重要である。身元保証全体は必要なくてもここだけ必要とか、低所得ではない人でも利用したいというものがあると思う。

今回は低所得の方を対象にするとすると思うが、民間サービスである程度信用できるものを区が登録をして紹介するなど、中高所得者層の人でも安心して民間サービスを利用できることも考えるといい。

○委員 私の近くの民生委員から聞いた話で、数年前にマンションで孤独死があった。2日、3日後に発見されて、民生委員が家族を探し出して連絡したところ、2件ともそちらで処分してくださいと言われて、引き取らないことがあった。今度の就活支援センターでは、そういった点もおやりになる格好になっているのか。

○生活福祉課長 事前に登録していれば、万が一、お話しのようなことがあっても、その後は賃貸物件の死後事務という形で対応する。対象であれば事前にサービスを使っていたことで、最後にその方の意思をきちんと反映したような形にはできる。

身寄りがなくて、どうしても引き取り手がいないと、最終的には、私ども生活福祉課で行旅死亡人という扱いになり、区で直葬をし、火葬をする。お骨も引き取り手がいないのであれば、合祀をしている。

○委員 サービスを利用していない人の場合でも、処理は区でやられるということでもいいのか。

○生活福祉課長 サービスを利用されていない方で、どうしても引き取り手がいない場合は、行旅死亡人という扱いになり、区が公費を使って直葬し、合祀をしている状況である。

○委員 民生委員が発見したときにやられている、お骨になるまでの書類の手続等もセンターで代わりに行うということによろしいか。

○会長 先ほどからお話になっているように、基本的にセンターは契約していただくことが前提になるので、契約のない方の処理については、最終的には区が税金を使って処理する形になる。

従来、民生委員の方がどのように関与していたのか、個別にいろいろなケースがあると思うが、細かい話になるので、委員と区の担当でまたやり取りをして、必要があれば、次回、区から委員とのやり取りについて審議会で報告することにさせていただきたい。

○委員 誰も取り残さないと言葉では言うが、ここからここまでなのだと説明をしなければいけない事業がたくさんあると思う。

この人たちが周知までするのは大変であり、そこをうまく受け止めてくれるところもないと、想定25件にきちんと向かえないのではないかと心配している。区の方がそれをしてくださるのか分からないが、このセンターに広報から、説明から、私はどうなんだというケースまで全部降りかかってこないようにしてほしい。

○会長 いずれにしても、社会福祉協議会が受託されるようである。社会福祉協議会はそもそも地域包括ケアシステムの三者の一つなので、そのシステムを使って、区とも相談して進めてほしい。せっかく新制度をつくっても混乱などがあると困るので、審議会委員からの意見があったということで、社会福祉協議会のほうでよろしくをお願いをしたい。

○委員 週末、別の学会でもこのテーマでセミナーみたいなものを行い、足立区の方にも来ていただいた。そのときに大きな論点になっていたのは、中間層が取り残されていく可能性があることだった。

対象者が「子や孫がいない方。ただし、同居家族や子・孫が障害者や認知症等のため支援が受けられない場合は対象とする」とあるが、子どもがいても頼めない人が多くなっている。そのシンポジウムでは頼れる身寄りのいないという文言を使用していたが、そうすると、この対象者は非常にファジーに、グレーになってくるので、対象か、対象ではないのか線引きが難しくなり、取り残される人が出てくる。家族関係が希薄になっていて、難しい領域であると感じている。そのあたりは今後も整理が必要である。

民間事業所も400か所ぐらいあるらしいが、玉石混交であり、今後、国がある程度の規制をするだろうと考えている。事業者が独自の協会みたいなものをつくって、加盟することで一定の質の担保をしていく方向を目指されているらしい。

今まではどこを紹介していいか分からなくて悩んでいると伺っているが、このセンターやあんしんすこやかセンターがその辺の情報も収集して、利用者に提供していくこともよ

り必要になってくる。

○会長 今、委員が指摘のように、低所得に限ると、数が多い中間層の区民が対象にならないという問題がある。

福祉事業というと、とかく低所得者という概念にとらわれがちだが、介護保険などは別に所得に関係なくやっている。ニーズオリエンテッドだったら、みんなが困ることは行るのが福祉だと考えると、そういう組み立てもあるのではないか。

ただ、その場合、区の税金を使って事業を行うのかという議論も必ず出てくる。そういう議論と戦わなければならない立場もあると思うので、まずは文句が出ない低所得者に限って実施するのだと思うが、福祉の考え方が非常に分かれる部門である。お金持ちでも病気になるたら医療保険があることを考えると、終活支援が低所得者福祉でいいのかというのが委員のお伝えしたいことだと感じた。

○委員 ニーズオリエンテッドなものがそもそもの福祉だということは私も同感である。今回は税金を使うので、どうしても層を限らなければいけないし、初めての先進的な取組なので限定をかけるのもよく分かるが、世田谷区も独身の方が多い。それは年齢問わず、若い世代から自分自身の将来の亡くなり方を心配している。必ず65歳以上で亡くなるわけではなく、もっと若くに亡くなる場合もあるので、行く行くは年齢制限、もちろん所得制限等もかけずに、不安に思った人が制度を使えるようにしてほしい。

その場合、利用料や供託金みたいなものをファンドにして、利用したい人たちが使える制度になっていったらいい。私自身も、どう亡くなっていけばいいのか常に頭にあるので、最終的には行政でサポートする仕組みがあったら、生活のしやすい地域の仕組みになると思う。

○会長 ほかにいかがか。

(なし)

○会長 報告(5)ヤングケアラー支援の取組みと今後に向けてについて、事務局から説明願う。

(子ども家庭課長 資料5 ヤングケアラー支援の取組みと今後に向けて説明、省略)

○会長 本件について質問等はあるか。

○委員 自分がヤングケアラーだと自覚していない人が結構いるので、見出しの仕方をどうするのか。

ヤングケアラーコーディネーターは、配置の中でコーディネーターに1人経験者を入れるという方法もあるのではないかな。

別の話で、ビジネスケアラーが大分出てきている。会社に勤めており、お父さんの面倒を見なくてはいけないが、なかなかできなくて会社を辞めることになり、復帰しようと思っても復帰できないという問題が出てきているので、ヤングケアラーと絡めてビジネスケアラーのことも考えていただきたい。

○子ども家庭課長 自覚をしていないお子さんをどう見出すかという点は、2ページの表のとおり、小学生についての相談が本人、家族、関係機関等の合計で22件あるが、本人からは4件なので、やはり非常に少ない。主に学校、子ども家庭支援センターなどの関係機関から、比較的ネグレクトの状況になっているところで見出されて、つながってくる人が多いので、教育委員会関係の機関に周知を図るほか、ヤングケアラーについての相談のリーフレットやカードをお子さんたちに直接配付をし、何でもいいからLINEでつぶやいてみようというような周知をしている。

LINE相談の中身については多種多様なつぶやきが来る。その中には今日も手伝いをさせられたなど、それだけではヤングケアラーと分からないような事例も含まれているが、何度か相談をするうちに、きょうだいのことを担っている、親御さんが何らかケアが必要で自分が家事をいつも担っていて宿題ができないなど、やりとりを繰り返すことで本音を伝えてくれることもあるので、関係者への周知と子どもたちへの周知と両輪で進める必要があると考えている。

ヤングケアラーコーディネーターは、経験者の方にコーディネーターを担っていただいている。

ビジネスケアラーについては、当所管が子ども家庭課なので、所管を超えてしまう部分があり、言及が難しい。

○委員 事業周知・アウトリーチ先で大学も入れてもらっているのは、ありがたい。2021年の厚生労働省の調査のときに、小学6年生の率と同じぐらい大学生のヤングケアラーがいた。

肌感覚だが、大学に入ると少し時間ができるので、午前中に授業が入っていない、この日は授業が入っていないからちょっとお願いみたいな感じで家族の中から任されて、結果的に授業に来られなくなり、自分の生活を持ち崩してしまうみたいなケースもたまに見る。ほかの大学の教員同士で話をしているけど、意外と退学理由が家族の介護、年下の子どもの

世話ということが実は暗にあるところが大学生だと思う。

小学校、中学校、高校だと担任の先生がいるので、比較的变化に気づきやすく、家庭背景も見えやすいが、大学は全然分からないので、自分がヤングケアラーだという認識がなければ問題がどんどん深刻化していってしまい、結果的に退学になってしまったり、大学に来られなくなってしまうことがある。年齢的に少し上になるが、30歳ぐらいまでを入れてもらえるのであれば、ヤングケアラーの層としてはそこそこ厚いと思うので、大学生への対応も、より周知をしていただきたい。

制度につなげられれば、ある程度自立できる人たちでもあるかと思うので、制度を知らずに抱え込んでいる多くの人たちのために、周知をより強化していただきたい。

○会長 ほかにいかがか。

(なし)

○会長 報告(6)生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援事業の取組みについて、事務局から説明願う。

(子ども家庭課長 資料6 生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援事業の取組みについて説明、省略)

○会長 本件について質問等はあるか。

○委員 貴重な活動であり、感謝する。たくさんいるわけではないかもしれないが、ヤングケアラーのところの支援も含めて、親の同意が取れない場合、子どもを応援したくとも、親がそんなことをしなくていいとか、フードパントリーなどでもそういう視点があるが、そういったところへの取組も応援したいと思っているところである。

○会長 ヤングケアラーへの支援といい、学習支援といい、これまであまり報告がなかったことについて報告いただき、感謝する。

以上で予定した案件は終了した。

委員から資料配付があるので、よろしく願います。

事務局から何かあるか。

○保健福祉政策課長 次回の第93回地域保健福祉審議会は令和8年7月を予定している。改めて日程調整をさせていただきたい。

○会長 以上で本日の審議회를閉会する。

午後8時39分閉会